

# 令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等 集団指導

## 【共通編】

長野市保健福祉部 障害福祉課

# 目次

1. 法令遵守について・・・P 3
2. 変更届出について・・・P 4
3. 人員の変更があった場合の取り扱い・・・P 5
4. 4月の変更届出について・・・P 6
5. 加算や変更届出に関する質問について・・・P 7
6. 変更届出に添付する書類の掲載場所・・・P 8
7. 義務化事項・・・P 9～14
8. サビ管（兎糞管）が配置できなくなった時の対応・・・P 15、16
9. 基準条例改正の主な変更内容・・・P 17
10. 事故報告・・・P 18～20

**指定基準を守り、適切な報酬請求をお願いします。**  
**指定基準違反や不正請求が認められた場合に、指定取消しや効力停止等を行います。**

### 他県の違反例

- 児童発達支援管理責任者不在にかかわらず、人員欠如減算、個別支援計画未作成減算せずに満額を請求し受領した。
- 利用の事実がないにもかかわらず、サービス提供実績記録票、支援記録等を偽装し、不正に給付費を請求し受領した。
- 運営指導の際に、不在の職員の出勤簿、シフトを偽造・提出した。
- 食材料費を過大に徴収するという人格尊重義務に違反する行為が行った。
- 人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしたものとして基本報酬及び加算を算定した。
- 監査において、実際に勤務していない職員の雇用契約書及びタイムカードを偽造し、提示した。

- 不正請求が発覚した場合、給付費+加算金（40％）の返還を求める場合があります。
- 悪質なケースには、刑事告訴を行う場合があります。

## 変更届出について

- 管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、プランナー、運営規程等の変更の届出は、変更後**10日以内**に変更の届出を行ってください。  
(研修修了証の提出が間に合わない場合にはご相談ください)
- 加算の算定開始や上位区分への変更については、当月**15日まで**に変更の届出がなされた場合は、翌月1日から算定でき、16日以降に届け出た場合は翌々月からの算定になります。  
(15日までに資格証の提出が間に合わない場合にはご相談ください)
- 加算の算定取消しや下位区分への変更については、変更が生じたら**速やかに**変更の届出をしてください。
- 変更届出は**紙ベース**でご提出ください。

## 人員の変更があった場合の取り扱い

- ◆ 管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、プランナー以外の職種の方（**資格要件ありの職種のみ**）に変更があった場合（例：保育士、看護師、児童指導員、居宅介護従業員など）

資格要件確認のために届出をお願いします

資格要件がない  
職種の方は  
届出不要

- ◆ 加算の算定人員（**資格要件あり**）に変更があったが加算には影響がない場合（例：専門的支援体制加算の対象職員である作業療法士が変わった、福祉専門職員配置加算Ⅰの対象職員である社会福祉士が変わった）

加算要件を満たすかの確認のために届出をお願いします

※届出が不要な場合…加算の算定人員が**資格要件なし**

例：GHの世話人に変更があったが人員配置体制加算に変更がなかった

- ◆ 加算の算定人員に変更があり加算には影響がある場合（例：児童指導員加配加算の対象職員であるAさん（常勤専従5年以上）からBさん（常勤換算5年未満）に変わった）

届出が必要です

## 4月の変更届出について

- GH、就労移行、A型、B型、定着、自立生活援助など「前年度実績」を用いる基本報酬や加算を算定している場合には、**4月15日まで**に変更届出にて前年度実績をご提出ください。詳細は3月にお知らせします。
- 前年度実績を用いない加算を4月1日から取得する場合には、通常通り3月15日までにご提出ください。  
例) 福祉専門職員配置等加算、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算
- 管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、プランナーが4月1日付けで変更する場合には、4月10日までに変更届出をご提出ください。

## 加算や変更届出に関する質問について

- 加算や変更届出に関する質問がある場合には、**メールにて**お問い合わせさせていただきますようお願いいたします。特に4月はお問い合わせが多くあるため、電話ではなくメールにてお問い合わせいただきたいと思います。
- 2、3日以内に回答するように心掛けますが、質問内容によっては国や県へ問い合わせることもあるため、回答まで時間を要することがありますので、余裕をもってご質問ください。
- 加算についてのご質問がある場合には、必ず事業所ハンドブック<報酬編>等にて報酬告示、留意事項通知、Q&Aをご確認いただいた上でご質問ください。その上でどの部分がどのようにわからないのかを具体的にご質問ください。
- 変更届出には**押印不要**です。
- 変更届出に添付する書類は長野市障害福祉課ホームページに掲載されています。  
※「長野市 障害 変更届出」で検索すると見つかります。  
加算の届出の際、**様式第5号その2、様式第5号別紙、勤務形態一覧表**の未提出が多くみられますので、忘れずに添付をお願いします。

# 変更届出に添付する書類の掲載場所



ホーム > 健康・医療・福祉 > 障害者福祉 > 障害福祉に関する事業者向け情報 > 障害福祉サービス指定申請・変更・各種報酬の届出に必要な様式

## 障害福祉サービス指定申請・変更・各種報酬の届出に必要な様式

以下の項目から、行いたい申請・届出・登録を選択してください。

- 1. 指定(更新)申請
- 2. 廃止・休止・再開・指定辞退・休業(縮小)
- 3. 変更届
- 4. 介護給付費等(加算)
- 5. 各種特例の届出・報告
- 6. 基準該当事業所の登録

印刷 ツイート 更新日: 2024年7月11日

同じカテゴリのページを見る

### 障害福祉に関する事業者向け情報

- 障害福祉サービス事業所等における事故報告
- 基準に関する条例等
- 令和5年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導
- 障害福祉サービス等に係る契約内容の報告

## 変更届

指定を受けた内容に変更が生じたときは、**変更日から10日以内**に提出してください。必要書類は下記をご確認ください。

- PDF 障害福祉サービス事業所用「変更届出書(様式第2号)に添付する書類例について」(PDF:179KB)
- PDF 障害児通所支援事業所用「変更届出書(様式第2号)に添付する書類例について」(PDF:117KB)

### 届出様式

#### 必須様式

##### 変更届出書(様式第2号)

- Excel 障害者施設及び相談支援用(エクセル:17KB)
- Excel 障害児通所支援用(エクセル:15KB)
- 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- Excel (別紙2)(通常用)(エクセル:41KB)

○変更届出に添付する書類例は、長野市障害福祉課ホームページの「障害福祉サービス指定申請・変更・各種報酬の届出に必要な様式」に掲載されています。

○加算に関する届出の中で「新規様式」と記載のある様式は、厚労省及びこども家庭庁のホームページに掲載されています。

【厚労省 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

【こども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について】

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務になりました。

- a 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- b 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- c 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

令和6年度から義務化

全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務になりました。

- a 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- b 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- c 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

委員会の未設置・未開催や研修未実施の場合は減算  
※委員会や研修の記録がない場合にも減算

全ての障害福祉サービス等事業者に、虐待防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務になりました。

●虐待の防止について、次の措置を講じる必要があります。

- ・虐待防止担当者の設置
- ・虐待防止委員会の開催
- ・年1回以上の研修の実施

●虐待防止委員会については、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会と一体的に行うことも可能

## 義務化事項④ 身体拘束等の禁止

委員会の未設置・未開催や研修未実施の場合は減算  
※研修の記録がない場合にも減算

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ②身体拘束等の適正化を検討するための委員会（身体拘束適正化検討委員会）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上）。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上）。

## 義務化事項⑤ 情報公表

### 令和6年度から義務化

障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）に、支援の内容、事業者・施設の運営状況に関する情報等を入力し、システムを通して市に報告していない場合、減算となる。

- 情報公表システムのログインに必要なID・パスワードは、新規にシステム登録された際に、システムから送信されるメールに記載されている。（IDは法人ごとに発行されます。メールアドレスは指定申請書に記載した法人のアドレスです。）
- 登録した内容を修正したいができない、登録したアドレスがわからない時は、長野市障害福祉課までご連絡ください。
- 入力内容のことで不明なことがありましたら、WAM NETヘルプデスク（03-3438-0250）へお問い合わせください。  
（平日）午前9:00～午後5:00

## 業務継続計画の策定について 感染症対策及び災害の2種類作成しないといけません

- 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修、障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

- 業務継続計画（BCP）のひな型等（感染症）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html)

- 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

- 業務継続計画（BCP）のひな型等（災害）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

## 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置について

- 障がい福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き、指針ひな型

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

## サビ管（兎糞管）が配置できなくなった時の対応

- 欠如が生じることが判明したら速やかに障害福祉課までご連絡ください。欠如になった場合には速やかに変更届出をご提出ください。
- サビ管（兎糞管）が不在の場合、新規の受け入れは控えてください。
- やむを得ない事由によるみなし配置は特別な場合を除いて認めていません。  
※特別な場合・・・急病等で退職された場合など  
やむを得ない事由に該当するかについては個別に判断します。  
例) 1か月前までに退職の通知をした場合にはやむを得ない事由に該当しない。
- サビ管（兎糞管）が退職される場合を想定し、サビ管（兎糞管）研修を推奨するなどの対応を法人内で検討してください。

## サビ管（児発管）が欠如となった場合の減算

### 個別支援計画未作成減算

- 未作成月から解消された月の前月まで
- 所定単位の30%減（3ヶ月目から50%減）

### サビ管（児発管）欠如減算

- 欠如した月の翌々月から欠如が解消された月まで
- 所定単位の30%減（5ヶ月目から50%減）

< 3月31日退職した場合 >

5月末までに解消されない場合、6月提供分から減算を適用する。

6月1日にサビ管（児発管）が配置されても、6月は減算となる（7月から解消）。

< その他 >

- 加配加算が算定できない  
児童指導員加配加算、専門的支援体制加算など基準人員に加えて従業者を配置した場合に算定できる加配加算が算定できなくなる。
- 個別支援計画が作成できないことにより、加算要件で個別支援計画で定めることが必要な加算が算定できない。

## 基準条例改正（令和6年4月1日）の主な変更内容＜共通＞

○個別支援計画の作成に当たっては、アセスメントを行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

○サビ管（児発管）は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

○サビ管（児発管）は、個別支援計画を作成したときは、当該計画を利用者だけでなく、計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者にも交付しなければならない。

**事業所はプランナーにも個別支援計画を交付しないといけません**

○サビ管（児発管）は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所事業所の基準条例の変更については、児の資料でご説明します。

# 事故報告について

## 報告範囲

- (1) サービス提供時の利用者等のケガ等又は死亡
  - ア サービス提供時とは、事業所内にいる時間以外に、入所者等の送迎、通院付添い等の間も含む。
  - イ ケガ等とは、サービスの提供時に発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤薬等により、入院又は医療機関での治療を要するものをいう。
  - ウ 死亡は、サービスの提供時に発生した事故等によるものとするが、病気等により死亡した場合であっても、事業者の責めに帰する可能性のあるとき又は利用者の家族等から責任を問われているとき（問われる恐れがあるときを含む。）も含む。
  - エ 事業者側の過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるものも含め、ア～ウに該当する事故等が発生した場合は報告する。
- (2) 入所者等の行方不明（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等（個人情報への漏えいや利用者預り金の横領など、利用者の処遇に影響があるもの。）
- (4) 食中毒及び感染症の発生（インフルエンザ、ノロウイルス、O157等の集団感染）
- (5) 火災、震災、風水害その他これらに類する災害による、物的・人的被害の発生
- (6) その他長野市長又は事業所等の長が必要と認めたもの

参照：障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告事務取扱要領

# 報告の方法

事故発生後、電話、ファクス又は電子メールにより速やかに報告

事故等報告書（第一報）を作成し、電子メール又はFAXにより報告

事故等の対応報告を第二報で、終結したら確定報により報告

長野市  
Nagano City  
Official Website

電話:026-226-9964  
FAX:026-226-9982

緊急情報 ニュース 検索 MENU

指定障害福祉サービス事業所等における利用者からの預かり金の適正な処理

国・県からの通知

申請該当事業者申請書類一覧

業務管理体制

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集

社会福祉施設等施設整備費補助金

こちらのページに戻ります

報告様式

事故報告等様式

- Excel 別紙様式1-1～別紙様式3(エクセル:49KB) (シートで分かれています)

保健所への報告様式

- Excel 感染症等発生時における長野市への報告様式(エクセル:20KB)
- Excel 症状経過表(エクセル:32KB)

HPから報告様式をダウンロードしてください。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n102000/contents/p005982.html>

連絡先

電話：026-224-8382

FAX：026-224-5093

メール：shougai@city.nagano.lg.jp

# 感染症の報告

感染症等の発生時は障害福祉課のほかに保健所等への報告をお願いします。

疾患名	感染者	連絡先
インフルエンザ	同一の感染症で現在療養中の方10人以上、または利用者の半数以上	健康課感染症対策担当 電話026-226-9964 FAX 026-226-9982
新型コロナウイルス		
感染性胃腸炎		
腸管出血性大腸菌感染症	1人以上	食品生活衛生課担当 電話026-226-9970 FAX 026-226-9981
食中毒	同一喫食者で複数人以上	

FAX: 026-226-9982

報告様式

- 事故報告等様式
  - Excel 別紙様式1-1～別紙様式3(エクセル:49KB) (シートで分かれています)
- 保健所への報告様式
  - Excel 感染症等発生時における長野市への報告様式(エクセル:20KB)
  - Excel 症状経過表(エクセル:32KB)

国・県からの通知  
基準該当事業者申請書類一覧  
業務管理体制  
障害者虐待防止及び障害児虐待等の適正化に向けた体制整備等の取組状況  
社会福祉施設等施設整備費補助金

こちらのページに戻ります

保健所への報告様式もHPに掲載しました。